

授業料減免制度改定のお知らせ（2026年4月以降申請対象*）

***一部経過措置あり（詳細末尾参照）**

2025年12月22日

SBI 大学院大学

関係各位

平素より、SBI 大学院大学の教育活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

本学では、意欲と能力のある学生が経済的な不安なく学業に専念できるよう、授業料減免制度を設けております。

このたび、制度利用における申請機会の拡充および制度運用の明確化を目的として、授業料減免制度を改定いたしました。

■制度について

1. 成績優秀かつ一定所得以下の方に対する授業料減免

対象	成績優秀かつ一定所得以下であること
減免額	授業料の3分の1
期間	一学期間
入学時基準	・成績：入学試験850点以上 ・所得基準：本人の前年所得426万円以下
在学時基準	・成績：通算GPAが3.2以上 ・所得基準：入学時基準と同様
申請期間	・春学期適用者：4月1日から8月末日まで ・秋学期適用者：10月1日から2月末日まで
必要書類	・授業料減免制度利用申請書 ・申請時前年の市区町村発行の所得証明書の写し (ただし1月・2月に申請をする場合、前々年の市区町村発行の所得証明書の写し) ・振込口座申請書

2. ライフステージが変化した方に対する授業料減免

対象	(1) 法律に定められた、産前・産後休業、育児休業を取得していること(※1・※2) (2) 法律に定められた、介護休業を取得していること(※2) (3) 配偶者の転勤により自身が休業を余儀なくされていること ※会社経営者・個人事業主は対象外 (※1)産前産後休業（労働基準法第65条） https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000049/#Mp-Ch_6_2-At_65
----	---

	(※2)育児・介護休業法 https://laws.e-gov.go.jp/law/403AC0000000076/#Mp-Ch_1-At_2
減免額	授業料の 3 分の 1
期間	一学期間
入学時基準	<ul style="list-style-type: none"> ・成績：入学試験 800 点以上 ・申請する学期のうち 60 日以上の休業を取得したこと、またはしていること
在学時基準	<ul style="list-style-type: none"> ・成績：通算 GPA が 3.2 以上 ・申請する学期のうち 60 日以上の休業を取得したこと、またはしていること
申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ・春学期適用者：4 月 1 日から 8 月末日まで ・秋学期適用者：10 月 1 日から 2 月末日まで
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料減免制度利用申請書 ・勤務先が発行する休業証明書の写し ・振込口座申請書 <p>※申請する学期のうち 60 日以上の休業を取得したことを証明すること</p> <p>※申請する学期内に発行された証明書を提出すること</p>

3. シングルペアレントに対する授業料減免

対象	シングルペアレント(母子家庭の母または父子家庭の父) であって、現に児童（18 歳に満たない者）を扶養していること
減免額	授業料の 3 分の 1
期間	一学期間
入学時基準	成績：入学試験 800 点以上
在学時基準	成績：通算 GPA が 3.2 以上
申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ・春学期適用者：4 月 1 日から 8 月末日まで (9 月に基準に該当することとなった場合、翌秋学期に減免適用とし、10 月 1 日～2 月末日までに申請を行うこと) ・秋学期適用者：10 月 1 日から 2 月末日まで (3 月に基準に該当することとなった場合、翌春学期に減免適用とし、4 月 1 日～8 月末日までに申請を行うこと)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料減免制度利用申請書 ・戸籍謄本の写し（外国籍の方は、独身であることを証明できる書類の写し、および、子を扶養していることを証明できる書類の写し） ・振込口座申請書

4. 外国籍かつ一定所得以下の方に対する授業料減免

対象	外国籍かつ一定所得以下であること
減免額	授業料の 3 分の 1
期間	一学期間
入学時基準	<ul style="list-style-type: none"> ・所得基準：日本国内での所得において、本人の前年所得が 600 万円以下であること ・日本の銀行口座を所有していること

在学時基準	<ul style="list-style-type: none"> ・成績：通算 GPA が 3.2 以上 ・所得基準：入学時基準と同様 ・日本の銀行口座を所有していること
申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ・春学期適用者：4 月 1 日から 8 月末日まで ・秋学期適用者：10 月 1 日から 2 月末日まで
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料減免制度利用申請書 ・在留カードまたは国籍を証明できる書類の写し、および、申請時前年の市区町村発行の所得証明書の写し（ただし 1 月・2 月に申請をする場合、前々年の市区町村発行の所得証明書の写し） ・振込口座申請書

注 1：複数の授業料減免制度を併用することはできない。ただし、早期出願による入学金減免においては、授業料減免制度と併用可能とする。

注 2：領収書発行後に授業料減免制度が適用された場合、返還金明細書を発行する。

■減免方法について

1. 正規授業料を納入いただきます。
2. 上記申請期間中に減免申請をおこなってください。
3. 制度ごとの基準および必要書類の内容に基づき、減免適用可否を決定いたします。
4. 授業料減免が適用となった場合は、既にお支払い済みの授業料に対して、減免相当額を返金いたします。

■制度の施行について (*経過措置)

1. 2025 年度秋学期以前の入学者のうち、2025 年度秋学期の授業料減免を受けていた者については、2026 年度春学期の申請を 2026 年 2 月 23 日までに行う場合のみ、改定前の制度を適用する。2026 年 2 月 24 日以降の申請については、改定後の制度を適用する。
2. 2026 年度春学期の入学者については、2026 年度春学期の申請を、出願時に行う場合のみ、改定前の制度を適用する。入学後の申請となる場合は、改定後の制度を適用する。
3. 上記に 2 項に属さない者については、2026 年度春学期の申請より、改定後の制度が適用される。

本改定により、より充実した学びの場を提供できるよう努めてまいります。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

SBI 大学院大学 事務局

admin@sbi-u.ac.jp

03-6229-1175